

司法書士過去問 伊藤塾セレクション 第12版
訂正表
2020年10月22日現在

「伊藤塾セレクション 司法書士過去問 第12版」をお買い上げいただきありがとうございます。

弊社では、出版にあたりまして、細心の注意を払って参りましたが、残念ながら訂正箇所がございます。お手数をお掛けして大変恐縮ではございますが、お手持ちの本に訂正箇所を書き込んでお使いいただきますよう、よろしくお願いいたします。

「司法書士過去問 伊藤塾セレクション1 民法 第12版」

該当ページ	箇所	誤	正
232 〔3刷修正〕	ア 解説 4行目	20年	50年
257/258 〔3刷修正〕	エ 問題 3行目/ エ 解説 2-3行目	時効の更新の効果 / 更新の効力があり…その訴訟継続中存続する	時効の完成猶予の効果 / 完成猶予の効力があり…その訴訟終了時から6か月間存続する
387 〔2・3刷修正〕	オ 問題 2行目	行使することができる。	行使することができない。
404 〔2・3刷修正〕	ア 解説 5行目	(大判大6.5.3)	(442 I)
433 〔3刷修正〕	5 問題 2行目	債務者が	債権者が
444 〔3刷修正〕	ウ 解説 3行目	「当該解除権は…」以降削除 (右記文章を追加)	「移転した権利が契約内容に適合しないものである場合」に関して、期間制限を定める566条は準用されないため、本記述の場合、このような期間制限による解除の制限はない。
461 〔2・3刷修正〕	オ 問題 2行目	返還をすることができる。	返還をすることができない。
570 〔2・3刷修正〕	エ 解説	エ 正しい。 相続による権利の承継は、遺産分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、第三者に主張することができないため(899の2 I)、本記述のような、いわゆる遺産分割前の第三者は、対抗要件を備えていれば保護される。したがって…	エ 正しい。 遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼって効力を生ずる(909条本文)。ただし、第三者の権利を害することはできない(909ただし書)。ここでいう「第三者」は、善意または悪意を問わないが、対抗要件を備えていることを要すると解されている。したがって…

「司法書士過去問 伊藤塾セレクション4 不動産登記法 第12版」

該当ページ	箇所	誤	正
12	オ 問題 3-4行目	表示しなければならない	表示することを要しない
14	イ 解説文 全体	削除 (右記文章を追加)	権利能力なき社団を抵当権の債務者として登記をすることは認められている(昭31.6.13民事甲1317号回答)。
198 〔法改正〕	ア 解説文 3行目	1か月以内	3か月以内
284	イ 解説文 全体	削除 (右記文章を追加)	登記識別情報の失効の申出に当たり、相続があったことを証する公務員が職務上作成した情報として、法定相続情報一覧図の写しを提供することができる(規65条5項本文、平29.4.17民二292号通達)。